

# 業務改善助成金申請にあたっての重要事項

業務改善助成金申請に係る重要事項をご案内いたします。必ずご確認ください、ご理解いただいたうえでの申請をお願いいたします。

## 1 交付申請前の賃金引上げ（就業規則等の改正及び適用）は厳禁です。

賃金引上げは、交付申請より後から令和 8 年 10 月 31 日（愛媛県最低賃金発効日 令和 8 年 11 月 1 日の前日）までに行う必要があります。

交付申請前に就業規則等へ事業場内最低賃金の規定の改正（監督署への届け出、10 人未満の事業所にて就業規則を作成していない場合は、就業規則に準ずるもの及び労働者代表の意見書の作成）及び適用がなされている場合は、助成を受けることができません。

## 2 交付決定前の購入（納品・支払い）等は厳禁です。

助成金の対象となる物品の購入（発注・契約・納品・支払い）や事業の実施（コンサルタントの開始等）は、交付決定後でなければなりません。

交付決定前に納品等をされた場合は、助成を受けることができません。

（申請後、交付決定（最長 3 か月の審査期間）されると、「交付決定通知書（様式第 2 号-1）」が発行されます）

## 3 交付決定後に計画の金額・内容等を変更する際は、事前の承認が必要です。

計画を実施する中で、助成対象経費の増額や導入機器の変更が明らかになった場合、速やかに雇用環境・均等室に相談を行い、あらかじめ（発注・契約前）、事業計画変更申請書（様式第 3 号）を提出する必要があります。（軽微な変更かどうかの判断は労働局で行いますので、必ず事前にご相談いただきますよう、お願いいたします。）

また、事業計画変更申請書をご提出された場合でも、事業計画変更承認通知書（様式第 4 号-1）における承認決定（最長 3 か月の審査期間）の通知があるまでは、発注・契約・納品・支払いのいずれの業務改善計画も進めることができません。

変更申請がなかった場合や、承認前に計画を進めたことが判明した場合、事後の報告を行った場合等は、いずれも交付決定の取消しとなる可能性がございますので、十分にご注意ください。